

発議第1号 説明資料

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号)</p>	<p>○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号)</p>
<p>第1条 略 (欠席等の届出)</p>	<p>第1条 略 (欠席等の届出)</p>
<p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>議員は、</u>出産のため議会活動ができないときは、<u>日数を定めて</u>、その旨をあらかじめ議長に<u>届け出</u>なければならない。</p>	<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、議員が</u>出産のため議会活動ができないときは、<u>出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、その旨をあらかじめ議長に<u>提出</u>しなければならない。</p>
<p>第3条～第38条 略 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p>	<p>第3条～第38条 略 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p>
<p>第39条 1～2 略 3 提出者の説明、質疑及び<u>委員会付託</u>は、会議に諮って省略することができる。</p>	<p>第39条 1～2 略 3 提出者の説明、質疑及び<u>第1項の委員会</u>の付託は、会議に諮って省略することができる。</p>
<p>第40条～第65条 略 (欠席の届出)</p>	<p>第40条～第65条 略 (欠席の届出)</p>
<p>第65条の2 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>第65条の2 委員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>
<p>第66条～第86条 略 (簡易表決)</p>	<p>第66条～第86条 略 (簡易表決)</p>
<p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がな</p>	<p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がな</p>

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>いと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員<u>2人以上</u>から異議があるときは、議長は、電子表決システムによる方法で表決を採らなければならない。</p>	<p>いと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員<u>から</u>異議があるときは、議長は、電子表決システムによる方法で表決を採らなければならない。</p>
<p>第88条 略 (請願書の記載事項等)</p>	<p>第88条 略 (請願書の記載事項等)</p>
<p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>(法人の場合にはその<u>名称及び代表者の氏名</u>)を記載し、<u>押印</u>しなければならない。</p>	<p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所</u>(法人の場合にはその<u>所在地</u>)を記載し、<u>請願者</u>(法人の場合にはその<u>名称を記載し、代表者</u>)が署名又は記名押印しなければならない。</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>第90条～第130条 略</p>	<p>第90条～第130条 略</p>